

「災害に便乗した詐欺や悪徳商法にご注意ください」

台風や大雨など、災害時には、それに便乗した様々な悪徳商法が発生します。災害に便乗した商法には十分注意してください。

不審な電話や訪問、勧誘など困ったときや心配なときは、お近くの消費生活センターなどに、ご相談ください。

災害の後に「火災保険で自己負担なく屋根などを修理できる」と業者が訪ねてきて契約したが、実際は保険の適用外だった、解約時に高額な手数料がかかった・・・といった相談が寄せられることがあります。

「自己負担がない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担がなく必要な修理ができるかどうかわかりません。まずは自分が契約している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。

その場ですぐ契約をせず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。複数の業者から見積もりを取るなど、慎重に検討してください。

また、災害の後に被災者支援の募金を装って金銭をだまし取る義援金詐欺に関する相談が寄せられることがあります。

市役所などの公的機関を名乗る場合がありますが、公的機関が電話や訪問により義援金の勧誘を行うことはありません。

募金先が信頼できる団体かどうか必ず確認するようにしましょう。

少しでも不審に感じたらすぐに応じずに、周囲の人や最寄りの警察、消費生活センターなどに相談しましょう。

その他、災害に便乗した悪徳商法については以下のウェブサイトも参考にしてください。

[http : www.kokusen. go. jp/soudan now/data/disaster. html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html)

不安に感じたときやトラブルになったときは早めに相談しましょう。